

中小企業省力化投資補助事業（一般型）

2025/10/24 更新

| 分類 | NO. | 質問内容 | 現回答 |
|---------|-----|--|--|
| 制度概要 | 1 | カタログ注文型と一般型の違いは何ですか。 | カタログ注文型では人手不足解消に効果がある汎用製品を「カタログ」に掲載し、中小企業等が選択して導入できるようにしております。一般型では、中小企業等の個別の現場の設備や事業内容等に合わせた設備導入・システム構築等の多様な省力化投資に対応できます。 |
| | 2 | カタログに掲載されている製品を一般型でも申請できますか。 | カタログに掲載されている製品については原則カタログ注文型で申請を行ってください。ただし、カタログに掲載されている製品そのまま導入するのではなく、事業者の導入環境に応じて周辺機器や構成する機器の数、搭載する機能等が変わることや、省力化に資する汎用設備を複数組み合わせることでより高い省力化効果や付加価値を生み出す場合には、本事業の対象となり、審査の際にも考慮されます。 |
| | 3 | 「汎用設備」の定義を教えてください。 | 事業者毎に開発等を前提としない設備となります。 |
| | 4 | jGrantsとは何ですか。 | デジタル庁が運営する補助金の電子申請システムです。 |
| | 5 | オーダーメイド設備とは何ですか。 オーダーメイド設備の定義について教えてください。 | 中小企業省力化投資補助事業（一般型）における、オーダーメイド設備とは、ICTやIoT、AI、ロボット、センサー等を活用し、單一もしくは複数の生産工程を自動化するために、外部のシステムインテグレータ（SIer）との連携などを通じて、事業者の個々の業務に応じて専用で設計された機械装置やシステム（ロボットシステム等）のことを指す。なお、汎用設備であっても、事業者の導入環境に応じて周辺機器や構成する機器の数、搭載する機能等が変わることや、汎用設備を組み合わせて導入することでより高い省力化効果や付加価値を生み出すことが可能である場合には、オーダーメイド設備であるとみなします。 |
| | 6 | システムインテグレータ（SIer）とは何ですか。 | ロボットをはじめ、様々な周辺装置を組み合わせてシステムを構築する専門家になります。SIerは各企業ごとに得意分野や得意業務等が異なりますので、選定する際には、日本ロボットインテグレーター協会の「ロボット活用ナビ ロボットシステムインテグレータ検索」（ https://www.robo-navi.com/sier_search/index.php ）や「会員企業ハンドブック」（ https://www.farobotsier.com/doc/handbook/Handbook20250101.pdf ）をご活用いただき、ご自身の事業計画に合ったSIerを選定してください。 |
| | 7 | 知的財産とは何ですか。 | 知的財産基本法第2条第1項において、「知的財産」とは、発明、考案、植物の新品種、意匠、著作物その他の人間の創造的活動により生み出されるもの（発見又は解明がされた自然の法則又は現象であって、産業上の利用可能性があるものを含む。）、商標、商号その他の事業活動に用いられる商品又は役務を表示するもの及び営業秘密その他の事業活動に有用な技術又は営業上の情報をいうこととされています。 また、同法第2条第2項において、「知的財産権」とは、特許権、実用新案権、意匠権、著作権、商標権その他の知的財産に関して法令により定められた権利又は法律上保護される利益に係る権利とされております。 詳細は特許庁HPをご確認ください。 https://www.jpo.go.jp/system/basic/index.html |
| | 8 | 「事業計画期間（3～5年）」とありますが、 任意で決められますか。 | 任意で決められます。3 or 4 or 5年の事業計画を立ててください。 なお、生産性向上や販上昇の目標値は5年目まで策定いただく必要があります。 ただし、要件の達成可否については事業計画終了時点での達成状況で判断します。 |
| 応募・交付申請 | 1 | 補助対象経費の総額に補助率を乗じた額が 補助上限を上回る場合、全額補助してもらうことはできますか。 | 補助対象経費の総額に補助率を乗じた額が補助上限額を上回る場合、 補助上限額の範囲内で補助金が交付されます。 |
| | 2 | 補助上限額、補助率を教えてください。 | 本事業における補助上限額、補助率は以下になります。 補助上限額 従業員数5名以下：750万(1,000万) 従業員数6～20名：1,500万(2,000万) 従業員数21～50名：3,000万(4,000万) 従業員数51～100名：5,000万(6,500万) 従業員数101人以上：8,000万(1億) と従業員数ごとに異なります。 ※大幅な貸上げ特例を適用する場合、（）内の値に補助上限額を引き上げます。 補助率 中小企業者1/2、小規模・再生事業者2/3 ※補助金額1,500万円までは1/2もしくは2/3。補助金額1,500万円を超える部分は1/3になります。 ※最低賃金引き上げ特例を適用する場合は、補助率を2/3に引き上げます。（小規模・再生事業者は除く。） 詳しくは公募要領をご確認ください。 |
| | 3 | 1人当たり給与支給総額又は給与支給総額の目標を達成でき なかった場合、どうなりますか。 | 達成率に応じて補助金の返還を求めます。 達成率の高い目標値の未達成率を乗じた額の返還を求めます。 ただし、付加価値額が増加しておらず、かつ企業全体として事業計画期間の過半数が営業利益赤字の場合などや、天災など事業者の責めに負わない理由がある場合は、上記の補助金返還を求めません。 詳しくは公募要領をご確認ください。 |
| | 4 | 補助事業実施場所は日本にありますが、本社が海外にある場合 でも補助対象者になりますか。 | 本事業の補助対象者は、日本国内に本社及び補助事業の実施場所を有する事業者を対象とします。 詳しくは公募要領をご確認ください。 |

| 分類 | NO. | 質問内容 | 現回答 |
|---------|-----|--|---|
| 応募・交付申請 | 5 | 人件費にはどんな経費が含まれますか。 | 人件費は、給与支給総額に加えて福利厚生費、法定福利費、退職金を含みます。 [含まれるもの] ・従業員や役員に支払う給料、賃金、賞与 ・各種手当（残業手当、休日出勤手当、職務手当、地域手当、家族（扶養）手当、住宅手当等の給与所得とされるもの） ・法定福利費（健康保険、厚生年金保険、介護保険、雇用保険、労災保険、子ども・子育て拠出金等） ・売上原価に含まれる労務費（福利厚生費、退職金等を含んだもの。） ・一般管理費に含まれる役員給与、従業員給与、賞与及び賞与引当金繰入れ、福利厚生費、退職金及び退職給与引当金繰入れ |
| | 6 | 従業員数にはアルバイトも含まれますか。 | 以下に該当しないアルバイトは含まれます。 ・日々雇い入れられる者 ・2ヶ月以内の期間を定めて使用される者 ・季節的業務に4ヶ月以内の期間を定めて使用される者 ・試みの使用期間中の者 |
| | 7 | 従業員数には契約社員も含まれますか。 | 以下に該当しない契約社員は含まれます。 ・日々雇い入れられる者 ・2ヶ月以内の期間を定めて使用される者 ・季節的業務に4ヶ月以内の期間を定めて使用される者 ・試みの使用期間中の者 |
| | 8 | 事業計画期間において毎年、申請時と比較して労働生産性を年平均成長率（CAGR）4.0%以上向上させる事業計画を策定し…と記載あるが、年平均成長率の算出式はありますか。 | 労働生産性は、以下のように定義します。式中の各値は、報告を行う時点で期末を迎える直近の事業年度の値を用いるものとします。 (付加価値額) = (営業利益) + (人件費) + (減価償却費) (労働生産性) = (付加価値額) ÷ (労働者数※) (労働生産性の年平均成長率) = [(効果報告時の労働生産性) ÷ (応募申請時の労働生産性) } ^ (効果報告回数) - 1 - 1] × 100 (%) なお、応募申請時の労働生産性については、応募申請時で確定している直近の決算書に基づいて算出することとします。 ※「^」はべき乗を表します。 ※「労働者数」とは、「公募要領 2-1.補助対象者」に記載する従業員数に役員（個人事業主の場合は事業主及び専従者）の人数を加えたもの。 |
| | 9 | 「補助事業を完了した事業年度の翌年度以降、事業計画終了時点において、1人あたり給与支給総額の年平均成長率が事業実施都道府県における最貧の直近5年間の年平均成長率以上、又は給与支給総額の年平均成長率2.0%以上増加目標が達成できていない場合は、達成率に応じて補助金の返還を求めます。」とありますか、この「事業計画終了時点」とは、いつのこととを指していますか。 | 「事業計画終了時点」とは、3年の事業計画であれば3年後、5年の事業計画であれば5年後を指し、事業計画で策定する目標値に対する達成状況を確認します。 3年の事業計画かつ年平均成長率2.0%増加を目標値とした場合、3年後の給与支給総額が基準年度の給与支給総額と比較して約 6.12%以上増加していれば良く、期中の年度で目標の増加率を達成していなくても、返還を求めません。 |
| | 10 | 事業場内最低賃金の「事業場」とは、具体的にどこを指すのですか。 | 応募申請書に記載された補助事業の実施場所となります。事業場内最低賃金とは、補助事業実施場所で働く従業員に適用する時給額（月給制などの場合は時給換算した額）のうち最も低い額となります。また、地域別最低賃金とは、補助事業実施場所が所在する都道府県に適用される最低賃金となります。 |
| | 11 | 補助事業の実施場所は、採択されてから決めて良いですか。 | 補助事業がスムーズに進まない恐れがありますので、実施場所は確定している状態で応募してください。また、採択後に実施場所を変更することは原則として認められていません。 ※応募申請時点で建設中の場合や土地（場所）のみを確保して建設予定である場合は対象外となります。 補助事業の実施場所が自社の所有地でない場合、交付申請までに、不動産登記事項証明書により所有権が移転していることや賃貸借契約書等により使用権が明確であることが必要です。 |
| | 12 | 加点を希望する場合、どのような書類を提出すればよいですか。 | 提出書類につきましては「応募申請の手引き」をご確認ください。 |
| | 13 | 賃金引き上げによる加点を受けたものの計画が未達となった場合、何かペナルティはありますか。 | 賃金上げ加点の申請者は「2-4基本要件」の給与支給総額の増加、最低賃金の引き上げの要件はこちらで設定した計画値が要件となります。効果報告において未達の場合は「2-5基本要件未達」の場合の補助金返還義務及び免除要件に基づいた返還を求めます。 |
| | 14 | 機械装置・システム構築費の対象経費の区分として、「①もしくは②と一体で行う、改良又は据付けに要する経費」とありますか、「一体で行う」とは具体的にどういう意味ですか。 | 本補助金（今回応募する事業）で新たに購入、製作（構築）、借用した機械装置・システムの改良又は据付け（設置場所に固定等）であれば対象となることを意味します。既存の機械装置・システムの改良又は据付けに要する経費は対象外となります。 |
| | 15 | 採択を受けた補助事業が、補助事業実施期間内に完了することが難しくなったときは、どのように対応すればよいですか。 | 補助事業者は、自己的責任によらない理由により、補助事業を予定の期間内に完了することができない見込まれる場合又は補助事業の遂行が困難になったと認められる場合は、補助事業実施期間の延長が認められます。具体的な期限延長の方法は追ってご案内いたします。 |
| | 16 | 事業場内最低賃金の引き上げ要件が未達の場合、交付決定の取消や補助金の返還を求められることはありますか。 | 補助事業を完了した事業年度の翌年度以降、事業計画期間中の毎年3月末時点において、事業場内最低賃金の引き上げ要件が達成できていない場合は、補助金額を事業計画年数で除した額の返還を求めます。 ただし、付加価値額が増加しておらず、かつ企業全体として当該事業年度の営業利益赤字の場合などや天災など事業者の責めに負わない理由がある場合は、上記の補助金返還を求めません。 |
| | 17 | 収益納付が必要となるのはどのようなケースですか。 | 収益納付は求めません。 |
| | 18 | 常勤従業員の定義を教えてください。 | 常勤従業員数は、応募時の常勤従業員（中小企業基本法上の「常時使用する従業員」）をいい、労働基準法第20条の規定に基づく「あらかじめ解雇の予告を必要とする者」と解されます。これには、日々雇い入れられる者、2ヶ月以内の期間を定めて使用される者、季節的業務に4ヶ月以内の期間を定めて使用される者、試用期間中の者は含まれません。 |

| 分類 | NO. | 質問内容 | 現回答 |
|---------|-----|---|---|
| 応募・交付申請 | 19 | 複数個の導入設備を補助対象として応募・交付申請を行う際、交付申請額が上限額を超えても申請は可能ですか。 | 申請いただくことは可能です。 なお、補助対象経費の総額に補助率を乗じた額が補助上限額を上回る場合、補助上限額の範囲内で交付決定されます。 |
| | 20 | 導入設備の支払い方法は現金ですか。銀行振込ですか。 | 支払いは、銀行振込の実績で確認を行います（手形払等で実績を確認できないものは対象外）。 |
| | 21 | 複数種類の導入設備の申請は可能ですか。 | 申請いただくことは可能です。 なお、補助対象経費の総額に補助率を乗じた額が補助上限額を上回る場合、補助上限額の範囲内で交付決定されます。 |
| | 22 | 応募申請の後、法人形態が変更となりました。この場合の手続きはどのようにすればよいですか。 | 補助事業実施期間内に大企業になった等の事情で補助対象者の要件を満たさなくなった場合には、補助対象外となり、補助金の交付決定の取消や返還が必要です。補助事業実施期間終了後に補助対象者の要件を満たさなくなった場合には、交付決定の取消はしません。 |
| | 23 | 応募申請の後、個人事業主が医療法人になった場合は、どのように手続きをすればよいですか。 | 補助事業終了後に個人事業主が医療法人になった場合は、財産処分の扱いとなり、補助金額の一部を返還していただく必要があります。（補助事業終了前に医療法人になった場合は補助金は支払われません。） |
| | 24 | 個人事業主として交付決定したあとに法人化した場合、本補助金の交付決定が取り消されたり、補助金の返還を求められることはありますか。 | 債権の譲渡になりますので、事前に独立行政法人 中小企業基盤整備機構の承認を得る必要があり、事業毎に判断させていただきます。なお、事前承諾なしに実施した場合は交付決定取消となり、補助金の返還が必要となります。 |
| | 25 | 1人当たり給与支給総額を算出するにあたって、効果報告時までに同一人の従業員がいなくなってしまった場合はどのように算出すれば良いですか。 | 応募申請時から従業員が0人の場合や応募申請時から最終年度まで継続して就業している「同一人」が0人の場合は給与支給総額の目標値を用いることします。 |
| | 26 | リース製品のみを導入対象に申請はできますか。 | 本事業では、機械装置・システム構築費として50万円（税抜き）以上の設備投資を行うことが必須となっており、リース製品のみでは申請できません。 |
| | 27 | 事業場内最低賃金の算出方法を教えてください。 | 最低賃金の算出については、下記ページをご参照ください。 (参考) 対象となる賃金 (厚生労働省HP) https://saiteichingin.mhlw.go.jp/point/page_point_targetwages.html |
| | 28 | 圧縮記帳の対象となりますか。 | 下記の資料をご参照ください。 https://shoryokuka.smrj.go.jp/assets/pdf/faq_reductionentry_ippan.pdf |
| | 29 | 一般型公募要領5-2加点 2.事業継続力強化計画／連携事業継続力強化計画に対する加点について「有効な期間」とはいつからいつまでの期間を指しますか。 | 「有効な期間」とは、申請する公募回の公募締切日が、事業継続力強化計画の実施期間中に含まれることを指します。 |
| | 30 | 一般型の採択結果はどのように通知されますか。 | 採択結果の通知は審査結果が出た旨のメールが送信されますので、採択結果の通知後に申請マイページにて確認ください。 また、事務局HPにも公表いたします。 |
| | 31 | 応募申請時の目標値が実現不可能な計画であると判断した場合、どうすればいいですか。 | 応募申請時に策定いただいた目標値の変更は出来かねます。 事業計画の目標値を変更されたい場合は、辞退の上で再度応募申請いただく必要がございます。 |
| 申請要件 | 1 | 大幅な賃上げに取り組む場合、どのような賃上げが求められますか。 | 大幅な賃上げに取り組む事業者は次の2つの要件を全て満たすことが求められます。 ①事業計画期間において給与支給総額を年平均成長率6.0%以上増加する。 ②事業計画期間内において、事業場内最低賃金を地域別最低賃金+50円以上とする。 |
| | 2 | 省力化指数とは何ですか。 | 補助事業者の業務領域・導入環境において、当該事業計画により業務量が削減される割合になります。 省力化指数 = [(設備導入により削減される業務を要していた時間)-(設備導入後に発生する業務を要する時間)] ÷ (設備導入により削減される業務を要していた時間) で計算されます。本指標に用いる「設備導入により削減される業務を要していた時間」には既存業務の削減時間を組み込むことが基本です。加えて、新規出店を行う場合では、新たな業務プロセスで潜在的・将来的に存在する人手の削減時間も組み込むことが可能です。 |
| | 3 | 基本要件を達成できなかった場合、補助金額が変更されることがありますか。 | 【公募要領 1-6 基本要件未達の場合の補助金返還義務及び免除要件】 給与支給総額又は1人当たり給与支給総額の増加目標が未達の場合 補助事業を完了した事業年度の翌年度以降、事業計画期間終了時点において、給与支給総額の年平均成長率を2.0%以上増加させる目標又は1人当たり給与支給総額の年平均成長率が事業実施都道府県における最低賃金の直近5年間の年平均成長率以上の目標が達成できていない場合は、達成率に応じて補助金の返還を求めます。 達成率※の高い目標値の未達成率を乗じた額の返還を求めます。 事業場内最低賃金の増加目標が未達の場合：補助事業を完了した事業年度の翌年度以降、事業計画期間中の毎年3月末時点において、事業場内最低賃金の引き上げ要件が達成できていない場合は、補助金額を事業計画年数で除した額の返還を求めます。 |
| | 4 | 「みなし法人」は、応募・交付申請することが可能ですか。 | みなし法人は対象としていないので、通常の個人事業主としての扱いとなります。 |
| | 5 | 「みなし大企業」は、応募・交付申請することが可能ですか。 | みなし大企業は本事業の補助対象事業者となりません。 詳細は公募要領を参照してください。 |
| | 6 | 医療法人は、応募・交付申請することが可能ですか。 | 医療法人は本事業の補助対象事業者となりません。 詳細は補助事業者公募要領を参照してください。 |
| | 7 | 海外企業や海外企業の子会社は、応募・交付申請することが可能ですか。 | 本事業の補助対象者は、日本国内に本社及び補助事業の実施場所を有するものに限ります。 詳細は公募要領を参照してください。 |

| 分類 | NO. | 質問内容 | 現回答 |
|------|-----|--|--|
| 申請要件 | 8 | 個人事業主は補助対象事業者で申請可能ですか。 | 申請可能です。 |
| | 9 | 過去の中小企業省力化投資補助金（一般型）に採択された事業者も申請可能ですか。 | 同一法人・事業者の応募は、公募回毎に1申請に限り、同時申請はできません。 本事業へ応募申請・交付申請中の事業者及び交付決定を受け 事務局からの補助金支払が完了していない事業者は補助対象外です。 |
| | 10 | 他から提出された事業と同一若しくは極めて類似した内容の事業として2回指摘を受けたことがあります。申請可能ですか。 | 他と同一又は酷似した内容の事業を申請した場合、1回目の指摘では次回、2回目以降の指 摘では次回と次々回の公募について、申請ができません。 |
| | 11 | 補助事業終了後5年以内に補助対象者の要件を満たさなく なった場合、補助金の返還が必要ですか。 | 補助事業実施期間内に大企業になった等の事情で補助対象者の要件を満たさなくなった場合に は、補助対象外となり、補助金の交付決定の取消や返還が必要です。補助事業実施期間終了 後に補助対象者の要件を満たさなくなった場合には、補助金の返還は必要ありません。ただし、個 人事業主が医療法人になった場合は、財産処分の扱いとなり、補助金額の一部を返還していただ く必要があります。 |
| | 12 | 「親会社と子会社は同一法人とみなし、いずれか1社のみでの 申請しか認められません」とありますが、重複案件に関する「親会 社・孫会社」について、 ① 株式会社の場合、公募要領に記載のある「議決権」は何で 確認すればよいですか。 ② 比率については、どの資料で確認するのですか。 | 以下のとおりの対応いたします。 ① 株式会社の場合は、議決権数を「株式数」と読み替えて算定しても構いません。 ② ご提出いただく「事業計画書」に記載されている「出資比率（%）」を確認のうえで判断いた します。 |
| | 13 | 国との他の助成制度との重複は補助対象外とされていますが、保 険診療を行なっている医療機関や介護保険サービスを提供してい る介護事業者は申請できませんか。 | 公的医療保険・介護保険からの診療報酬・介護報酬との重複がある事業を申請する事業者は 補助対象となりません。 保険診療（診療報酬・介護報酬を受ける事業）に対して補助することは、国の公金の二重支給 となりますので補助対象外しております。保険診療ではない自由診療やサービスのみである場合に ついては、補助対象です。 なお、補助対象に当たるか否かの判断は、あくまで申請をいただいた事業計画の内容をもって審査 します。窓口では回答できかねますので何卒ご了承ください。 |
| | 14 | 外部システムインテグレータ（SIer）を活用する場合、保守・メ ンテナンス契約を締結することが要件となっていますが、外部SIer を活用することは必須ですか。 | 必須ではありません。例えば、SIerでなくても制度趣旨に合致するようなロボット・装置・工作機械 等を組み合わせたシステムの構築ができる方が、内外を含めた事業の実施体制の中にいわば問題 ありません。 |
| | 15 | 外部システムインテグレータ（SIer）との保守・メンテナンス契約 は、どのような内容を盛り込む必要がありますか。 | 事業計画期間内における保守・メンテナンスがなされることが約されていることを求めます。以下の内 容が記載されていることを確定検査で確認します。 ・保守対象システムの名称 ・保守期間 ・保守内容、保守範囲 ・保守方法 ・保守費用 ・保守体制、連絡先 |
| | 16 | 「（過去又は現在の）国（独立行政法人等を含む）が助成す る制度との重複を含む事業を申請する事業者」は補助対象外と なっていますが、国（独立行政法人等を含む）の「等」には地方 自治体（都道府県・市区町村）は含まれますか。 | 国（独立行政法人等を含む）の「等」には地方自治体（都道府県・市区町村）は含まれま せん。 |
| | 17 | 応募申請時に計画した労働生産性の向上目標が達成できな かった場合、交付決定の取消や補助金の返還対象になります か。 | 労働生産性の向上目標を達成できなかったことで交付決定取消、補助金返還になることはありま せんが、意図的に省力化製品を未使用のまま放置していた等、補助事業者の故意・過失が原因で未達 であった場合は、補助金の返還となる可能性があります。 |
| | 18 | 大幅な賃上げの取組は必須ですか。 | 大幅な賃上げの取組はあくまで特例措置であり、必須ではありませんが、給与支給総額や事業 場内最低賃金は、基本要件に基づいて引き上げる必要があります。詳細は公募要領をご確認くだ さい。 |
| | 19 | 資本金と従業員数の双方が中小企業要件に該当しなければ申 請できませんか。 | 資本金又は従業員数のどちらか片方が中小企業要件に該当する場合は、申請が可能です。双 方が該当しない場合は申請できません。 また、本事業の補助対象となるには、すべての要件を満たす必要があります。 |
| | 20 | 医療・介護・クリニックは補助対象となりますか。 | 医療、クリニックについては、医療法人は補助対象外です。また、公的医療保険からの診療報酬と の重複がある事業は対象に含みません。 介護については、介護保険からの介護報酬との重複がある事業は対象外です。 |
| | 21 | 採択・交付決定後に重複等を理由に、本補助金の採択・交付 決定が取り消されたり、補助金の返還を求められることがあります か。 | 採択・交付決定後であっても、以下の内容に該当する場合は補助の対象外になります。 (過去又は現在の)国(独立行政法人等を含む)が助成する制度との重複を含む事業を申請する事業者のうち、補助対象経費が重複している事業、公的医療保険・介護保険からの診療 報酬・介護報酬・固定価格買取制度との重複がある事業は補助対象となりません。 なお、これまでに交付を受けたもしくは現在申請している(公募申請、交付申請等すべてを含 む)補助金及び委託費の実績については、必ず応募申請書に記載してください。申請する事業 が、これらとの重複を含んでないか事前に確認してください。補助対象外であると判明した時 点で、交付決定の取消や、補助金の返還を求めます。 |
| | 22 | 本補助金の申請後に観光庁の「観光地・観光産業における人材 不足対策事業」により設備投資に対する補助金の申請を行うこ とは可能ですか。 | 本補助金では申請要件として、「観光庁の「観光地・観光産業における人材不足対策事業」により設備投資に対する補助金の 交付決定を受けた事業者、あるいはその申請を行っている事業者」は補助対象外 となっておりますので、申請時点で該当する場合は、申請いただく事は出来かねますが、 本補助金の申請後の申請可否については、「観光地・観光産業における人材不足対策事業」側に ご確認ください。 |
| | 23 | 非収益事業は、本事業の補助対象となりますか。 | 非収益事業は本事業の補助対象外です。 |

| 分類 | NO. | 質問内容 | 現回答 |
|------|-----|---|---|
| 申請要件 | 24 | 非常勤従業員の賃金も最低賃金引上げの対象に含まれますか。 | 本補助金で対象となる常勤従業員数は労働基準法第20条の規定に基づく「あらかじめ解雇の予告を必要とする者」と解されます。 非常勤従業員が上記に含まれるのであれば対象になります。 但し、日々雇い入れられる者、2か月以内の期間を定めて使用される者、季節的業務に4か月以内の期間を定めて使用される者、試用期間中の者は含まれません。 |
| | 25 | 労働基準法第20条の規定に基づく「あらかじめ解雇の予告を必要とする者」に該当するのであれば、といった雇用形態の人でも自社で雇用している人は、地域別最低賃金 + 30円を満たす必要がありますか。 | 満たす必要があります。ただし、都道府県労働局から最低賃金の減額特例の許可を受けている労働者は地域別最低賃金 + 30円を満たしている必要はありません。 |
| | 26 | 自社がどの業種に当てはまるか教えてください。 | 「日本標準産業分類」をご参照の上、どの業種に該当されるかをご確認ください。 |
| | 27 | 社会福祉法人は応募・交付申請の対象になりますか。 | 公募要領に記載の要件を満たす場合は申請可能です。 以下の要件を全て満たす社会福祉法人 ・社会福祉法第32条に規定する所管庁の認可を受け設立されている法人であること。 ・従業員数が300人以下であること。 ・収益事業の範囲内で補助事業を行うこと。 |
| | 28 | 既に所有する設備を追加導入する場合は、補助対象となりますか。 | 同一事業場内で製品を追加導入する場合、及び同一法人の別事業場に新規で導入する場合は、省力化効果が得られる事業であれば補助対象となります。 |
| | 29 | カタログ注文型で製造事業者登録or販売事業者登録をしてしまが、一般型で応募・交付申請することは可能ですか。 | カタログ注文型で製造事業者登録、販売事業者登録をされていても、本補助金の要件に合致すれば申請可能です。詳細は公募要領をご確認ください。 |
| | 30 | 一般型とカタログ注文型の併用は可能ですか。 | 同じ補助対象経費に対して併用することは不可しておりますが、別の補助対象経費に対してであれば併用可能です。 |
| | 31 | 公募要領 6 補助事業者の義務 (8)善管注意義務 事業計画期間終了までの間、本事業により導入した機械装置を対象として保険又は共済（風水害等の自然災害を含む損害を補償するもの／付保割合が50%以上）に加入することを必須とします。 について、無形のソフトウェアやシステムに対しどのように保険に加入すればよいか。 | 付保可能な設備が加入対象となり、ソフトウェアやシステム等、付保不可なものについては加入対象としません。 |
| | 32 | 「デジタル技術等を活用した専用設備」について、デジタル技術は必須ですか。 | デジタル技術はあくまで一例で、必須ではございません。 |
| | 33 | 複数種類の設備を複数の事業場にそれぞれ導入する事は可能ですか。 | 同一の事業として、複数種類の設備を複数の事業場にそれぞれ導入するということであれば申請可能です。 |
| | 34 | 複数回申請し、複数回交付決定を受けた場合、事業者毎に補助上限額は定められますか。 | 事業者毎の補助上限額はございません。申請回ごとに上限が定められます。 なお、同一法人・事業者の応募は、公募回毎に1申請に限り、同時申請はできません。 また、本事業へ応募申請・交付申請中の事業者及び交付決定を受け事務局からの補助金支払が完了していない事業者は補助対象外となります。 |
| | 35 | 1人当たり給与支給総額又は給与支給総額の増加目標について、双方の目標値を策定する必要がありますか。 | 応募時点において1人当たり給与支給総額及び給与支給総額のどちらも目標値は策定頂きます。 また、効果報告時においても1人当たり給与支給総額及び給与支給総額のどちらも報告して頂きますが、1人当たり給与支給総額もしくは給与支給総額のいずれか一方の目標値を達成する必要があります。 |
| | 36 | 一般型公募要領2-2補助対象外となる事業者 ■過去に「ものづくり・商業・サービス生産性向上促進補助金」又は「中小企業等事業再構築促進補助金」の交付決定を受け、応募締切時点で事務局からの補助金支払が完了していない事業者 過去に「ものづくり・商業・サービス生産性向上促進補助金」又は「中小企業等事業再構築促進補助金」の交付決定を受け、交付決定後に辞退した場合でも上記に該当し、一般型補助金には申請できないのでしょうか。 | 交付決定後に辞退した場合は申請いただく事は出来かねます。 交付決定前の辞退であれば申請可能です。 |
| | 37 | 従業員が0の事業者です。 事業場内最低賃金の引き上げ要件はどのように達成したらよいですか。 | 従業員がいない場合、事業場内最低賃金の引き上げ要件は免除となります。 |
| | 38 | 一般型の提出書類 納税証明書について ・現在2024年度分の納税証明書を作成中だが応募申請に発行は間に合わない ・2024年度分を作成中の兼ね合いで、2023年度分、2022年度分の2期分しか発行できないと税務署に言われている 以上の状況で、提出は2023年度分、2022年度分の2期分の提出でも問題ないでしょうか。 | 取得可能な直近の2期分の納税証明書をご提出ください。 |
| | 39 | 金融機関以外からの資金調達は可能ですか。 | 金融機関以外からの資金調達も可能です。 金融機関以外から資金調達を行う場合は確認書の提出は不要です。 なお、クラウドファンディングによる資金調達は対象外となります。 |
| | 40 | 「従業員1人当たりの給与支給総額」の対象として応募申請時から、最終年度までに定年退職し再雇用した従業員や、雇用形態に変更のあった従業員は同一人に含まれますか。 | 定年退職や雇用形態の変更があった従業員は継続的に就業しているとはいえないため、「同一人」に含まれません。 |

| 分類 | NO. | 質問内容 | 現回答 |
|----------------------|-----|--|---|
| 申請要件 | 41 | 公募要領の「1-7補助対象外となる事業」において、「国（独立行政法人等を含む）が助成する制度との重複を含む事業を申請する事業者のうち、補助対象経費が重複している事業、公的医療保険・介護保険からの診療報酬・介護報酬、固定価格買取制度等との重複がある事業」は補助対象外となっておりますが、発注元が国である工事に本補助金で導入した設備を使用することは可能でしょうか。 | ここでいう「国（独立行政法人等を含む）が助成する制度」とは、国の補助金・助成金、医療・福祉・介護保険等、制度の前提に国費等が直接・間接に入っている制度を指します。公共工事はこれに該当しません。 したがって、発注者が国である工事に本補助金で導入した設備を使用しても問題はありません。 |
| | 42 | 基本要件④次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画を公表等（従業員21名以上の場合はのみ）について、一般事業主行動計画の計画期間が終了している場合、新たに計画を策定する必要はありますか。 | 次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画の公表については、交付申請時点で公表された計画期間内である必要がございます。 一般事業主行動計画の計画期間が終了している場合は、新たに計画を策定する必要があります。 一般事業主行動計画を「両立支援のひろば」に掲載するにあたっては、1～2週間程度の期間を要しますので、お早めに一般事業主行動計画の策定・公表に向けた準備等を行ってください。また、策定・公表した一般事業主行動計画は、可能な限り管轄の都道府県労働局へ届け出ください。 ※「両立支援のひろば」では、行動計画のサイト公表申請の審査状況に関する問合せは受け付けておらず、問合せをいただいた際はサイトへの公表手続を早めることはできません。 公表申請の審査過程で不備が発覚する場合もありますので、2週間以上の余裕をもって公表申請を行ってください。 |
| | 43 | 複数のみなし同一法人が存在する場合、別公募回であれば、それぞれのみなし同一法人が応募申請することは可能ですか。 | みなし同一法人である事業者が「応募申請・交付申請中の事業者及び交付決定を受け事務局から補助金支払が完了していない事業者」に該当しない場合は、みなし同一法人である別事業者も応募申請可能です。 |
| 申請要件 (ファイナンス・リース) | 1 | 対象リース会社との共同申請において ファイナンス・リース取引の概要を教えてください。 | 【公募要領 3-3.対象リース会社との共同申請】 中小企業等と対象リース会社が共同申請をする場合には、機械装置・システム構築費について、中小企業等が対象リース会社に支払リース料から補助金相当分が減額されることなどを条件に、その購入費用について、対象リース会社を対象に補助金を交付することが可能です。 |
| | 2 | 対象リース会社との共同申請において ファイナンス・リース取引での補助対象経費を教えてください。 | 【公募要領 3-3.対象リース会社との共同申請】 対象リース会社が機械装置・システムの販売元に支払うこれらの購入費用が補助対象経費となります。 中小企業等が対象リース会社に支払リース料そのものについては補助対象外となりますが、対象リース会社に支払リース料から補助金相当分が減額されます。 |
| | 3 | 対象リース会社との共同申請において ファイナンス・リース取引とオペレーティング・リース取引どちらも対象ですか。 | オペレーティング・リース取引は対象外となります。 |
| | 4 | 対象リース会社との共同申請において 今後オペレーティング・リース取引が対象となる予定はありますか。 | オペレーティング・リース取引を対象とする予定はございません。 |
| | 5 | 「中小企業省力化投資補助事業 リース料軽減計算書作成の手引き」はどこで確認できますか。 | 公益社団法人リース事業協会のホームページ (https://www.leasing.or.jp/studies/hojo.html) から ご確認ください。 |
| | 6 | 対象リース会社との共同申請において ファイナンス・リース取引の契約期間について教えて下さい。 | 【公募要領 3-3.対象リース会社との共同申請】 取得する財産については、通常の補助事業により取得した財産と同様に、处分に制限が課されますので、リース期間については、特段の事情がない場合には、处分制限期間を含む期間となるよう設定してください。 |
| | 7 | 対象リース会社はどこで確認できますか。 | 取引を希望されるリース会社へ対象リース会社であるかをご確認ください。 |
| | 8 | 交付決定前にリース契約した場合、補助対象になりますか。 | 交付決定前にリース契約を締結した場合、補助対象外となります。 いかなる理由であっても事前着手は認められません。 |
| | 9 | 対象リース会社の要件を教えてください。 | 公益社団法人リース事業協会へご相談ください。 |
| | 10 | 中小企業等と共同申請を行うにあたり、 対象リース会社が電子申請システムで申請を行う必要がありますか。 | 電子申請システムでの申請は、中小企業等が行います。 対象リース会社は、ファイナンス・リース取引に係る追加提出書類を作成し、中小企業等に提出してください。 |
| | 11 | セール＆リースバック取引や転リース取引、ファイナンスリース取引における割賦契約は補助対象になりますか。 | セール＆リースバック取引や転リース取引、ファイナンスリース取引における割賦契約は補助対象外です。 |
| | 12 | 対象リース会社の申請数に制限はありますか。 | 本スキームを活用する場合の対象リース会社については、1回の公募回で申請できる件数や、通算の補助金交付候補者として採択・交付決定を受ける回数の制限はありません。 |
| | 13 | 対象リース会社との共同申請において 共同申請をした中小企業等が、交付決定取消や補助対象要件の未達成により、補助金返還の対象となった場合、 補助金の返還はリース会社から返還となるのでしょうか。 | リース会社に交付されている補助金については、リース会社からの返還を求める。 |
| 補助対象製品 | 1 | 既に所有する設備の更新をする場合、補助対象になりますか。 | 既に導入している設備に対してのリニューアルや改良等の費用は対象外となります。 |
| | 2 | 現在使用している設備の部品交換は補助対象になりますか。 | 補助対象となる機械装置・システム構築費は ①専ら補助事業のために使用される機械・装置、工具・器具（測定工具・検査工具・電子計算機、デジタル複合機等）の購入、製作、借用に要する経費 ②専ら補助事業のために使用される専用ソフトウェア・情報システムの購入・構築、借用に要する経費 ③①若しくは②と一体で行う、改良又は据付けに要する経費 であり、部品単体の交換は補助金の対象外となります。 |
| 補助対象経費 | 1 | 交付決定前に発生した費用は補助対象になりますか。 | 交付決定前に発生した費用は補助対象外となります。 |
| | 2 | 省力化製品の設置・導入にかかる移動交通費・宿泊費は補助対象になりますか。 | 補助事業者自身の移動交通費・宿泊費は補助対象外となります。 |

| 分類 | NO. | 質問内容 | 現回答 |
|--------|-----|--|--|
| 補助対象経費 | 3 | 省力化製品の「設置」にかかる費用は補助対象となりますか。 | 設置にかかる費用は機械装置・システム構築費の中の据付けにかかる部分のみ対象となります。「据付け」とは、本事業で新たに購入する機械・装置の設置と一体で捉えられる軽微なもの(設置場所に固定等)に限ります。設置場所の整備工事や基礎工事は含みません。 |
| | 4 | ソフトウェア単体で申請可能ですか。 | 事業者の個々の業務に応じて専用で設計されるような、オーダーメイド性のあるソフトウェア単体での申請は可能です。 |
| | 5 | 補助対象外となる導入経費は何ですか。 | 例えば交付決定前に発生した費用や設置場所の整備工事や基礎工事に要する費用、事務所等にかかる家賃、保証金、敷金、仲介手数料、光熱水費です。詳細は公募要領をご確認ください。 |
| | 6 | 本事業で開発した製品・サービス及びシステム構築に係るサイバーセキュリティ対策のため、ネットレーションテスト（侵入テスト）を実施するための費用は対象経費となりますか。 | 対象となります。また、アプリケーションやサーバー、ネットワークに脆弱性がないかを診断する脆弱性診断（セキュリティ診断）も対象となります。ただし、汎用性が高く、補助金の目的外使用となるウイルス対策用ソフトの購入費については補助対象外となります。 |
| | 7 | 設備を事業場に導入するために内装工事が必要です。内装工事にかかる費用は補助対象経費に含まれますか。 | 専ら補助事業のために使用される機械・装置・工具・器具（測定工具・検査工具・電子計算機・デジタル複合機等）の購入、製作、借用に要する経費と一体で行う、改良又は据付に要する経費は対象となります。 「据付け」とは、本事業で新たに購入する機械・装置の設置と一体で捉えられる軽微なもの(設置場所に固定等)に限ります。設置場所の整備工事や基礎工事は含みません。 |
| | 8 | 保険料は補助対象になりますか。 | 保険料は補助対象外です。 |
| 申請方法 | 1 | GビズIDプライムとは何ですか。 | GビズIDとは、複数の行政サービスを1つのアカウントにより、ご利用いただけるデジタル庁の認証システムです。 GビズIDには、GビズIDプライム、GビズIDメンバー、GビズIDエントリーという3種類のアカウントがあり、本事業の中小企業等においては、そのうちGビズIDプライムをご登録いただく必要がございます。 GビズIDは、GビズIDのホームページ（ https://gbiz-id.go.jp/top/index.html ）からご登録いただけます。 よろしければ、ホームページに紹介動画が掲載されていますので、ご参照ください。 |
| | 2 | GビズIDプライムの作成方法について教えてください。 | GビズIDホームページ（ https://gbiz-id.go.jp/top/ ）をご確認ください。 |
| | 3 | 実績報告の提出期限はありますか。 | 本事業を完了のうえ、その日から起算して30日を経過した日又は事業完了期限日のいずれか早い日までに補助事業実績報告書を提出しなければなりません。 |
| | 4 | 実績報告、効果報告の提出期限を過ぎた場合はどうなりますか。 | 期限までに実績報告が提出されなかつた場合、交付決定を取り消すことがあります。 また、期限までに効果報告が提出されなかつた場合、補助金の返還となることがあります。 |
| | 5 | 応募申請を検討している中小企業等です。 応募申請の手続きは、どのように行えばいいですか。 | ホームページに公開されております「応募申請の手引き」、「電子申請マニュアル」等をご確認の上でご対応ください。 |
| | 6 | 事業計画を策定し向上させる労働生産性は、製品を導入する事業場内の労働生産性が対象ですか。 | 法人全体の労働生産性が対象です。 |
| | 7 | 専従者は常勤従業員に該当しますか。 | 専従者は常勤従業員に該当しません。 |
| | 8 | 事業計画を入力する際の各項目について、どの数値を入力すればよいですか。 | 事業計画の実績値は、直近の損益計算書の各項目に沿って入力してください。 なお、申請時には損益計算書とあわせて、製造原価報告書、販売費及び一般管理費明細、個別注記表を提出いただきます。 ※製造原価報告書、販売費及び一般管理費明細は従来から作成している場合のみ |
| | 9 | 不採択となった場合、再度申請を行うことは可能ですか。 | 不採択となった後、再度申請することは可能です。 |
| | 10 | 応募申請時に必要な書類を教えてください。 | 必要な書類につきましては「公募要領」、「応募申請の手引き」をご確認ください。 |
| | 11 | 新規事業で申請する場合、省力化計算シートはどのように入力するか教えてください。 | 設備導入前後の業務プロセス・作業工程をそれぞれ見込み値でご入力ください。 |
| | 12 | 補助事業を実施する事業場が複数ある場合、どの事業場の最低賃金を基準とすればいいですか。 | 補助事業を実施する事業場が複数ある場合、その中で最も事業場内最低賃金が低くなる事業場のものを用います。 また、1人当たり給与支給総額の比較対象となる年平均成長率については、主たる事業場が存在する地域の年平均成長率以上の目標値を設定ください。 |
| | 13 | 複数の金融機関から資金調達する場合、すべての金融機関確認書の提出が必要ですか。 | すべての金融機関から金融機関確認書を提出いただく必要はございません。 任意の一行の金融機関確認書を提出ください。 |
| | 14 | 事業計画数値を入力する際の各項目について、製造原価や売上原価に含まれる経費も入力する必要がありますか。 | 損益計算書等の記載に沿って、製造原価や売上原価に含まれる経費もご入力ください。 また、従来から作成している場合のみ、応募申請時に損益計算書と併せて製造原価報告書もご提出ください。 |
| | 15 | 【指定様式】事業計画書（その3） (別紙3) 投資回収期間計算シートの「投資総額」は税抜き、税込みどちらですか。 | 投資回収期間の投資総額は税込みでご入力ください。 |
| | 16 | 【指定様式】事業計画書（その3） (別紙3) 投資回収期間計算シートの人件費単価について、役員の労働時間が不明な場合、どのように算出すればよいですか。 | 実際に労働されたと想定される時間（営業時間等）を根拠に総労働時間と算出し、算出根拠欄に当該注釈を記載してください。 |
| | 17 | 【指定様式】事業計画書（その3） 不定期に行う作業があります。 (別紙1) 省力化計算シートに入力する作業時間はどのように入力したらいいですか。 | 稼働日に毎日行うと仮定し、日割りした時間をご入力ください。 |
| | 18 | 【指定様式】事業計画書（その3） 新規事業で申請する場合、(別紙1) 省力化計算シートに入力する業務プロセス・作業工程はどのように入力したらいいですか。 | 新規事業の場合、設備導入前の業務プロセス・作業工程には、設備導入せずに事業を行う場合の見込み値をご入力ください。 設備導入後の業務プロセス・作業工程には、設備導入して事業を行う場合の見込み値をご入力ください。 |

| 分類 | NO. | 質問内容 | 現回答 |
|---------|-----|---|--|
| 申請方法 | 19 | 【指定様式】事業計画書（その3） (別紙3) 投資回収期間計算シートの年間稼働日数について、事業実施場所が複数に及ぶ場合はどのように入力したらいいですか。 | 当該事業としての全体の年間稼働日数を入力ください。 |
| | 20 | 【指定様式】事業計画書（その3） (別紙3) 投資回収期間計算シートの年間稼働日数について、新規事業で申請する場合はどのように入力したらいいですか。 | 新規事業で申請する場合、「新規事業の事業計画のチェックボックス」にチェックを入れてください。 |
| | 21 | 【指定様式】他の助成制度の利用実績確認書について 「補助事業実施期間」はどのように入力したらいいですか。 また、「テーマ名（計画名）」がわからない場合はどうしたらいいですか。 | 他の助成制度を利用するに際して 事業者ごとに定められた補助事業実施期間をご入力ください。 また、補助金によってはテーマ名（計画名）がないものもあるため、 その場合は空欄でもかまいません。 |
| | 22 | 法人事業概況説明書に従業員数の記載がない場合、どのように対応すればよいですか。 | 法人事業概況説明書に従業員数の記載がない場合は、 労働者名簿をあわせてご提出ください。 |
| | 23 | 事業計画作成支援者の支払報酬(予定)額は税込み、税抜きどちらで入力すればよいですか。 | 税込み、税抜き、どちらで入力いただいても構いません。 |
| | 24 | 直近の決算書1期分が1年に満たない場合、事業計画はどのように策定すればいいですか。 | 直近1期が1年に満たない場合 1年分の数値にして計画を策定してください。 |
| | 25 | 認証コードが届かないが何分くらいで届きますか。 また認証コードが届かないので締め切りに間に合わなかったのですが、 締め切り後に申請可能ですか。 | 応募申請手続きの中に、メールアドレスによる認証があります。認証コードの発行には数分程度要する場合がありますので、締め切りは特に時間に余裕をもってお手続きください。 なお、認証コードの不運により締め切り時間に提出が間に合わなかった場合も、締め切り後は受け付け致しませんのでご了承ください。 |
| | 26 | 【指定様式】資金引き上げ計画の表明書について 従業員がおらず、代表者1名のみの事業者も提出が必要ですか。 | 代表者1名のみの事業者の場合であっても提出は必要です。 役員氏名記入欄には代表者の氏名をご記入ください。 |
| 辞退・取り下げ | 27 | 事業計画における補助事業の主たる実施場所とはどこを指しますか。 | 主たる実施場所とは、補助事業を実施する場所のうち、従業員数の一番多い場所を指します。 |
| | 1 | 交付決定後に申請を取り下げるとは可能ですか。 | 一度交付決定となった申請は、原則、取り下げるとはできません。 ただし、交付の決定の内容又はこれに付された条件に対して不服があり、補助金の交付の申請を取り下げるようとするときは、当該通知を受けた日から10日以内に中小機構に書面をもって申し出ることができます。 |
| その他 | 1 | GbizIDプライムのIDを忘れてしまいました。 どうしたらいいですか。 | GbizIDのホームページ（ https://gbiz-id.go.jp/top/index.html ）へお問合せください。 |
| | 2 | GbizIDプライムのパスワードを忘れてしまいました。 どうしたらいいですか。 | 申請マイページのログインページに「パスワードを忘れた方はこちら」というリンクがございます。 リンク先のメッセージに従って操作を行ってください。 |
| | 3 | GbizIDプライムをすでに取得していますが、本事業に申請するため、再度発行が必要がありますか。 | 再度の発行は不要です。GbizIDプライムは、同一の法人かつ同一の利用者の名義により、複数のアカウントの発行を行うことができません。 |